

令 7 医 務 保 険 第 2 0 8 号
令和 7 年 (2024 年) 4 月 2 3 日

山 口 県 医 師 会 長
山口県歯科医師会長 様
山口県病院協会長

山口県健康福祉部医務保険課長

令和 7 年度「医療機関食材料費高騰対策支援事業」の実施について

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、物価高騰により食材料費が高騰する中、医療機関において質の高いサービスが継続できるよう、入院時の食費が厚生労働省告示で定められ、食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関等を対象に「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいますとともに、貴会会員への周知について御協力をお願いします。

記

1 申請受付期間

令和 7 年 5 月 1 日 (木) から令和 7 年 7 月 3 1 日 (木) 【必着】

2 県ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300297.html>

3 対象者

- ・山口県内に所在する病院及び診療所（歯科含む）で、申請時点において保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象
- ・申請時点で休止又は廃止している医療機関は対象外
- ・令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に、入院患者へ食事の提供を全く行わなかった医療機関は対象外
- ・申請時点で入院患者への食事の提供を行っていない医療機関は対象外

4 お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：083-933-2820

受付時間：9:00～17:00（土日祝を除く）

担	当
医療指導班	
堀	永

令 7 医 務 保 険 第 2 0 8 号
令和 7 年 (2025 年) 4 月 2 3 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

令和 7 年度「医療機関食材料費高騰対策支援事業」の実施について

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、物価高騰により食材料費が高騰する中、医療機関において質の高いサービスが継続できるよう、入院時の食費が厚生労働省告示で定められ、食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関を対象に「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいようお願いします。

記

1 対象医療機関

病院、有床診療所

2 申請受付期間

令和 7 年 5 月 1 日 (木) から令和 7 年 7 月 3 1 日 (木) 【必着】

3 県ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300297.html>

4 お問い合わせ先

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：083-933-2820

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）

令和7年度 医療機関の食材料費高騰への支援金について

物価高騰により食材料費が高騰する中、医療機関において質の高いサービスが継続的に提供できるよう、入院時の食費が厚生労働省告示で定められており、食材料費の高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関を対象に「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を支給します。

対 象 者	山口県内に所在する病院、有床診療所（以下、「医療機関」という。） ※対象者については要件がありますので、必ず「2 注意事項」をご確認ください。
申 請 期 間	令和7年5月1日(木)～令和7年7月31日(木)必着
申 請 書 類	①医療機関食材料費高騰対策支援金申請書（様式第1号） ②口座番号・名義等が確認できる振込先口座の通帳の写し ※必ず申請者名義の口座を指定してください。 令和4～6年度に医療機関等光熱費高騰対策や医療機関食材料費高騰対策に係る支援金を受領済みの施設で、同一の口座に振込を希望される場合、通帳の写しの添付は必要ありません。

※当事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業です。

1 支援金額

施設ごとの支援金額は以下のとおりで、支給は1施設につき1回限りです。

$$\text{支援金額} = \text{許可病床数} \times 11,000\text{円}$$

2 注意事項

(1) 対象者等について

- ・ 今回の支援金は令和7年度事業として改めて実施するもので、令和5年度から6年度にかけて「山口県医療機関食材料費高騰（緊急）対策支援金」を受け取られた医療機関等も対象となります。
- ・ 申請時点において、保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象です。
- ・ 申請時点で休止又は廃止している医療機関は、支援の対象になりません。
- ・ 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間に、入院患者への食事の提供を全く行わなかった医療機関は、支援の対象になりません。また、申請時点で入院患者への食事の提供を行っていない医療機関についても、支援の対象になりません。
- ・ 市町が設置する医療機関は、支援の対象になりません。

(2) 支援金の支給等について

- ・支援金は、申請書を県で受け付けて審査した後、3週間程度でお支払いする予定です。
- ・支給申請書を審査して、適正と認めた場合には支援金をお支払いし、通知等はお送りしません。虚偽の申請等により不支給要件に該当する場合には、不支給を決定する通知をお送りします。

※その他、制度の詳細については、「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金支給要綱」及びQ&Aをご確認ください。

3 申請方法・申請先

- ・メール又は郵送により申請してください。
- ・申請書様式については、以下のURLからダウンロードできます。
- ・なお、申請書様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布している申請書をご利用ください。

申請書のダウンロード	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300297.html
------------	---

①メール申請の場合

以下のメールアドレスに申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

メールアドレス	byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp
---------	--

②郵送申請の場合

以下のあて先に申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

送付先	〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 健康福祉部 医務保険課 支援金担当あて
-----	--

4 お問い合わせ先

山口県 健康福祉部 医務保険課	TEL 083-933-2820 【受付時間：平日9:00～17:00】
-----------------	---

令和7年度
医療機関食材料費
高騰対策支援事業

Q & A

令和7年4月16日
山口県健康福祉部医務保険課

1 交付対象施設

1-1 対象施設①

Q 対象となる施設の要件があるのか。

A 病院及び有床診療所（以下、「医療機関」という。）で、申請時点で保険医療機関の指定を受けているものが対象となります。ただし、市町が設置する医療機関は対象外です。

1-2 対象施設②

Q なぜ、保険医療機関の指定を受けていないと対象にならないのか。

A 今回の支援金は、入院時の食費が厚生労働省告示により定められているために、食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関を対象としたものであることから、そうした条件を付しているものです。

1-3 休止又は廃止した医療機関

Q 申請時点で休止又は廃止している医療機関は対象となるのか。

A 対象外です。

1-4 病床数①

Q 病床数はいつ時点のものか。

A 申請時点で、医療法第7条に基づく許可を受けている病床又は同法施行令第3条の3により届出を行っている病床の数です。

1-5 病床数②

Q 休床している病床があるが、支援額の算定対象に加えてもよいのか。

A 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間に、入院患者へ食事の提供を全く行わなかった医療機関は、交付の対象となりません。

また、申請時点で入院患者への食事の提供を行っていない医療機関についても、交付の対象となりません。

食事の提供を行っているのであれば、休床中の病床も含めた許可病床数で申請していただいて構いません。

1-6 本店所在地が県外の場合

Q 対象医療機関は山口県内にあるが、開設者の本店所在地が県外の場合、対象となるのか。

A 開設者の本店所在地が山口県外であっても、山口県内に所在する医療機関であれば、当該医療機関については交付対象となります。なお、本店所在地が山口県内であっても、山口県外に所在する医療機関については交付対象外です。

1-7 昨年度までに交付金の申請を行っている場合

Q 令和5～6年度に食材料費高騰対策（緊急）支援金の申請を行い、受領したが、今回の支援金も対象になるのか。

A 今回の支援金は令和7年度事業として改めて実施するもので、次の支援金を受け取られた医療機関も対象となります。

- ・令和5年度「山口県医療機関食材料費高騰対策緊急支援金」
- ・令和6年度「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」

2 支援金の申請・交付について

2-1 支援金の交付時期

Q いつ支援金は交付されるのか。

A 交付申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなく適正と認められれば、概ね3週間程度で支援金をお支払いする予定です。

申請内容について、確認項目や不備がある場合には、交付までに時間を要する場合があります。また、申請が極端に集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。

2-2 複数の医療機関を開設している法人

Q 法人として複数の医療機関を開設しているが、それぞれの医療機関ごとに申請するのか。

A 開設者が同じ医療機関については、とりまとめて申請してください。

2-3 申請誤り

Q 申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 申請時に誤りがないか十分確認していただいた上で、もし申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは、不正受給行為に当たりますので、絶対にやめください。

2-4 昨年度までの交付金の申請を行っていない場合

Q 令和5～6年度に食材料費高騰対策（緊急）支援金の申請を行っていないが、今回の申請に合わせて申請してよいか。

A 今回の申請に合わせて申請することはできません。

2-5 通帳の写しの添付（昨年度までの交付金を受領している場合）

Q 令和4～6年度に医療機関食材料費高騰対策や医療機関等光熱費高騰対策に係る支援金を受領しており、今回の支援金も同じ口座への振込を希望する場合、申請書に通帳の写しの添付は必要か。

A 同一の口座に振込を希望される場合、通帳の写しの添付は必要ありません。